

政 法 第 4 2 0 0 号  
答 申 第 4 2 4 号  
平 成 2 8 年 3 月 3 1 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年10月7日付け女サ第222号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第557号

平成26年9月9日付けで異議申立人から提起された、平成26年7月15日付け女  
サ第162号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

- 1 千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求により、改めて「配偶者暴力相談支援センターにおける相談等にかかる証明の事務処理基準」（以下「処理基準」という。）を開示決定等すべきである。
- 2 実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成26年7月15日付け女サ第162号で実施機関が行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）に係る処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由及び意見書

異議申立ての理由及び意見書の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、平成26年6月18日付けで「千葉県女性サポートセンター（以下「センター」という。）における、事務処理要領、事務処理マニュアル、例規等その名称を問わず、事務運営の手順等を記した書類の全て及びセンターにおいて、相談時及び事情聴取時等の内容を記録するために使用する様式の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

これに対して、実施機関は、平成26年7月15日付けで本件請求にかかる行政文書を『千葉県女性サポートセンター業務マニュアル』（以下「本件マニュアル」という。）における事務運営の手順等にかかる記述箇所並びに同マニュアルに掲載された相談時及び事情聴取時等の内容を記録するために使用する様式の全て」（以下「本件対象文書」という。）と特定した上で、不開示とする本件決定をした。

- (2) 本件請求の対象文書は、本件請求文書であるにもかかわらず、本件対象文書を「本件マニュアルにおける事務運営手順等にかかる記述箇所並びに本件マニュアルに掲載された相談時及び事情聴取時等の内容を記録するために使用する様式の全て」と、根拠もなく特定、限定している。これは誤りを犯している。

本件対象文書を開示することは、「支援の詳細かつ具体的な情報の開示につながるものであり、被害者の加害者からの追及にかかる不安を高めるとともに、被害者からの信頼を著しく損なう」との論理的にも物理的にもあり得ない詭弁を弄している。また、そのような論理展開をしようとするのであれば、本件請求文書ごとに逐一判断が求められるべきものである。包括的にその全体を不開示とすることは完全に論理の一貫性を欠く。

本件請求文書は、センターにおける、事務処理要領、事務処理マニュアル、例規等その名称を問わず、事務運営の手順等を記した書類の全てであり、本件マニュアルの事務運営手順等にかかる記述箇所に限定した不開示理由は、その面から成り立

たない。

また、センターは平成14年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）施行以前の婦人相談所業務も所掌しそのマニュアルも存在するはずのものであるにもかかわらず、理由説明書には本件決定の不開示の理由として「DV被害者の相談及び一時保護並びに加害者への対応に関する業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある」とDV防止法関連業務への影響しか記載されていない。

異議申立人は、「事務運営の手順等を記載した書類の全て及び「相談時及び事情聴取時等の内容を記録するために使用する様式の全て」の開示を求めており、従前の婦人相談所業務に関連する事務運営の手順等を記載した書類や該当様式も開示すべきであるにもかかわらずこれを開示せずその理由も示さないことは失当である。

- (3) 実施機関は本件決定の根拠を千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第6号該当としているところ、これは以下により理由とはならない。

「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、条例の趣旨に鑑みた場合、単に文書の性格から公務の遂行に支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の個々の記録内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると解される。

しかるに、「本件対象文書に記載されている内容は全て公開された場合に実施機関の業務運営に支障を及ぼすおそれのある情報に該当する」とし、「書式を利用した事務処理方法が明らかになることにより個別事案への対応も容易に推測されるなど支援の詳細かつ具体的な情報開示につながるおそれがあり、本件対象文書を公にすること自体、センターにおける具体的な対応の流れや支援方法等の情報が加害者にも明らかにされる可能性があることを示唆し、今後相談しようとする者が躊躇するなどを招くおそれがある」との抽象論に終始している。

- (4) 以上、本件請求文書を根拠なく一方的に特定、限定し、その全体、全てを不開示としたことは失当である。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### 1 異議申立てに係る処分について

平成26年7月15日付け女サ第162号により実施機関が行った本件決定

#### 2 本件請求及び本件請求文書の特定について

異議申立人は、実施機関に対し平成26年6月18日付けで本件請求をした。

本件請求に対し、実施機関は、本件対象文書を特定し、上記1のとおり本件決定を行った。

#### 3 本件対象文書の内容

本件マニュアルは、センターにおいて職員の業務遂行のための心覚えとして利用

するため、支援の詳細かつ具体的な情報を掲載した内部資料である。

本件対象文書のうち事務運営の手順等に係る記述箇所は、本件マニュアルの【本編】が該当する。また、本件マニュアルに掲載された相談時及び事情聴取時等の内容を記録するために使用する様式の全てとは、本件マニュアルの【資料編】に掲載した各種聞き取り等の内容を記録するために使用する様式が該当する。

#### 4 不開示の理由について

##### 条例第8条第6号該当性について

センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援を行う専門機関である。そして、センターの業務はDV防止法により、特に被害者の心身の状況等に配慮した安全の確保及び秘密の保持が義務付けられているところであって、本件対象文書を開示することは、支援の詳細かつ具体的な情報の開示につながるものであり、被害者の加害者からの追及にかかる不安を高めるとともに、被害者からの信頼を著しく損なうこととなり、センターの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

#### 5 異議申立ての理由について

異議申立人は、まず本件請求に対して、実施機関が本件請求文書を本件対象文書と特定したことに対し、これを根拠もなく特定、限定したものであると主張している。

しかしながら、実施機関がこの特定を行ったのは、本件請求文書を全て本件対象文書の一部として作成しているためである。

次に、異議申立人は、本件対象文書の全体に対して不開示の判断を行ったことに対して、あくまでも開示の可否については各々記載内容ごとに逐一判断されるべきであり、また、様式を開示することが支援の詳細かつ具体的な情報の開示につながるものであり、被害者の加害者からの追及にかかる不安を高めるとともに、被害者からの信頼を著しく損なうこととなることは、ナンセンスであると主張している。

しかしながら、実施機関が包括的に本件対象文書の全体を不開示とするのは、本件対象文書に記載されている内容はどれも公開された場合にはセンターの業務運営に支障を及ぼすおそれのある情報に該当するためであり、様式について不開示とするのは、こうした書式を利用した事務処理方法が明らかになることにより個別事案への対応も容易に推測されるなど支援の詳細かつ具体的な情報開示につながるおそれがあるからである。また、本件対象文書を公にすること自体、センターにおける具体的な対応の流れや支援方法等の情報が加害者に明らかにされる可能性があり、相談しようとする者がこれを躊躇するなどを招くおそれがあるためである。

このことについては、DV防止法第23条において、配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないと規定されており、センターは、被害者が加害配偶者から追及され

ることがないよう十分な配慮をすることが求められているところである。

本件対象文書の記載内容は、センター職員の業務遂行に当たっての考え方や手順など具体的な支援の詳細部分を含むものであり、配付する対象者はセンター職員に限定し、取扱注意としているものであるから、本件対象文書を公にすることは、さきに述べたように被害者からの信頼を著しく損なうため、被害者の相談及び一時保護並びに加害者への対応に関する業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書等をもとに調査・審議した結果、以下のとおり判断する。

##### 1 本件異議申立てについて

- (1) 本件請求及び本件決定については、第3実施機関の説明要旨の1及び2のとおりである。
- (2) これに対し、異議申立人は、平成26年9月9日付けで、本件決定に係る処分の取消しを求める異議申立てを行った。

##### 2 本件対象文書について

本件請求文書及び実施機関が特定した本件対象文書は、上記第2の2(1)のとおりである。

しかし、異議申立人は、本件対象文書が、本件マニュアルの記述箇所を根拠もなく特定、限定していると主張するので、以下検討する。

異議申立人は「事務運営の手順等を記載した書類の全て及びセンターにおいて相談時及び事情聴取時等の内容を記録するために使用する様式の全て」とは、センターで保有するマニュアル等を意味するものであり、本件マニュアル以外のマニュアル等も対象文書として特定すべきであると主張する。

そこで、審査会が調査したところ、総合企画部男女共同参画課が平成17年3月30日に各配偶者暴力相談支援センターへ通知した「配偶者暴力相談支援センターにおける相談等にかかる証明の事務処理基準」（以下「処理基準」という。）は、配偶者暴力相談支援センターが証明を行う際の方法や様式を定めているものであり、配偶者暴力相談支援センターであるセンターも処理基準を保有していることから、本件請求文書に該当し、実施機関は処理基準も本件対象文書として特定すべきである。

##### 3 本件決定の不開示の理由について

###### (1) 条例第8条第6号該当性について

異議申立人は、第2の2(3)のとおり、条例第8条第6号の当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは、条例の趣旨に鑑みた場合、単に文書の性格から公務の遂行に支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の個々の記録内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると主張するので以下検討する。

当審査会の調査によると、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援については、DV防止法第3条第1項により、都道府県が適切な施設でその機能を

果たすこととされ、千葉県では配偶者暴力相談支援センターとして、センター、男女共同参画センター及び13か所の健康福祉センター（保健所）、計15機関がその機能を担うことになっている。

また、配偶者暴力相談支援センターはDV防止法第3条第3項の規定により、相談業務、心身の健康を回復させるための指導、緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための援助、保護命令の制度の利用についての援助及び被害者を居住させ保護する施設の利用に関する業務を行うものとされている。千葉県においては、女性のための電話相談・面接相談、法律相談・心と体の健康相談等を上記15機関で行っているが、緊急の避難（一時保護）業務についてはセンターだけが365日24時間相談電話を受け付け、必要に応じて相談者等を一時的に保護している。

DV加害者等から被害者を保護することは、被害者との絶対的な信頼関係が必要であり、被害者の情報だけでなく、その支援方法や内容も含め、被害者に関わることになる情報等の徹底的な秘匿が求められるため、例えばセンターを除いた各機関は、それぞれ所在地が記載・公表されているが、センターの所在地は一切公表されておらず、緊急の避難に関しての内容、手続等も公表されていない。

しかし、このような配慮をしても、配偶者の暴力から逃れるため一時的に保護された被害者の所在がほんの少しの情報から明らかになり、その結果、重大な事件に発展した例もある。

このように、センターはその業務執行に関する情報の取扱いには、非常に緻密な用心深さが要求されている。

そして、本件対象文書に記載されている内容は、個々の構成部分が全体として有機的に一体となって、そのような特殊な業務の手続、手続等を示すものであり、全体はもとより、構成部分の一部であったとしても、そこから個別の支援内容や今後の支援手続が類推されるおそれがあると言える。

また様式についても、様式から調査・記載すべき各項目が明らかとなることで個別事案での事務処理方法や手続が容易に推測されるなど支援の詳細かつ具体的な情報開示につながるおそれがある。

相談しようとする者にとってみれば、情報開示の結果によっては、個別の支援内容等が明らかになる可能性があるというのであれば、相談を躊躇することなどが予想され、センターと被害者との信頼関係を毀損するおそれがあるものというべきであり、実施機関の主張するとおり、本件対象文書に記載された情報は公にすることによりその事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり条例第8条第6号に該当すると認められる。

(2) また、異議申立人は、センターは平成14年のDV防止法施行以前の婦人相談所業務も所掌し、そのマニュアルも存在するはずであり、従前の婦人相談所業務に関連するマニュアル等を開示すべきであると主張するので以下検討する。

千葉県組織規程（昭和32年規則第68号）第66条の4の規定によれば、女性サポートセンターは、DV防止法及び売春防止法第34条第2項に規定する事務を

つかさどるとされている。このことについて、当審査会が調査したところ、婦人保護業務に関する事項は本件マニュアルに記載されており、実施機関が本件対象文書として特定した部分である。

本件マニュアルに記載されている内容は、配偶者からの暴力等から逃れたいときに、必要に応じて一時的に保護し、今後の生活のことや落ち着き先などに関する特殊な業務であり、その手続である。これらの記載事項はどれも公にされた場合にその事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第6号に該当する。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

#### 5 結論

以上のとおり、本件請求について、本件対象文書を不開示としたことは妥当であるが、本件対象文書以外に処理基準を対象行政文書として特定すべきである。

### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 2 6 . 1 0 . 7	諮問書の受理
H 2 6 . 1 0 . 2 4	実施機関の理由説明書の受理
H 2 6 . 1 1 . 1 3	異議申立人の意見書の受理
H 2 7 . 7 . 2 9	審 議
H 2 7 . 9 . 3 0	審 議
H 2 7 . 1 0 . 2 9	審 議
H 2 7 . 1 1 . 2 5	審 議

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 麿	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)